訓　令

○法務省訓令第１号

検事総長
検 事 長
検 事 正

検察庁事務章程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和２年３月30日

法務大臣　森　まさこ

検察庁事務章程の一部を改正する訓令

検察庁事務章程（昭和60年法務省訓令第１号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
（専門職） **第14条**　最高検察庁及び高等検察庁においては事務局又は部に、別表第１に掲げる地方検察庁においては事務局又は総務部に、その他の地方検察庁においては事務局又はその庁に、それぞれ専門職を置く。 ［２・３　略］	（専門職） **第14条**　最高検察庁及び高等検察庁においては事務局又は部に、別表第１に掲げる地方検察庁においては事務局又は総務部に、それぞれ専門職を置く。 ［２・３　同左］
（統括検務官） **第18条**　地方検察庁、地方検察庁支部及び区検察庁に統括検務官636人を置く。ただし、別表第１に掲げる地方検察庁においては総務部に、同表に掲げる区検察庁においては総務部及び道路交通部に、それぞれ置く。 ［２～５　略］	（統括検務官） **第18条**　地方検察庁、地方検察庁支部及び区検察庁に統括検務官625人を置く。ただし、別表第１に掲げる地方検察庁においては総務部に、同表に掲げる区検察庁においては総務部及び道路交通部に、それぞれ置く。 ［２～５　同左］
（統括捜査官） **第22条**　地方検察庁、地方検察庁支部及び区検察庁に統括捜査官712人を置く。 ［２～４　略］	（統括捜査官） **第22条**　地方検察庁、地方検察庁支部及び区検察庁に統括捜査官724人を置く。 ［２～４　同左］
別表第８の２（第16条の２関係） 地方検察庁支部 東京地方検察庁立川支部 大阪地方検察庁堺支部 名古屋地方検察庁岡崎支部 福岡地方検察庁小倉支部	**別表第８の２**（第16条の２関係） 地方検察庁支部 東京地方検察庁立川支部 福岡地方検察庁小倉支部
別表第10（第21条関係） 地方検察庁　数 東京地方検察庁　12 横浜地方検察庁　4	**別表第10**（第21条関係） 地方検察庁　数 東京地方検察庁　12 横浜地方検察庁　4